

加古川市世代間交流学習会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世代間交流学習会事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市世代間交流学習会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助事業の要件)

第3条 補助事業は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 町内会若しくは自治会（以下「町内会等」という。）又は小学校区若しくは義務教育学校区において実施するもの
- (2) 補助金の交付を申請する者（以下「補助申請者」という。）の属する区域内の住民に参加の機会が提供されるもの
- (3) 地域の教育力を高め、地域の絆を育むために実施されるもの
- (4) 青少年、壮年、高齢者の多世代が参加できるもの

(補助金の交付申請)

第4条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、事業補助金申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付は、町内会等又は小学校区若しくは義務教育学校区の補助申請者につき1回限りとする。
- 3 合同により補助事業を実施し、その代表者を補助申請者とする場合は、実施体制を明記した書類及び合同で実施するすべての町内会等の長又は小学校区若しくは義務教育学校区を代表する町内会等の長が、当該補助金交付申請、補助金受領等手続きに係る一

切の権限を委任する旨を記載した委任状（様式第2号）を添付しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、その旨を当該補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第6条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業終了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（1）補助金の額を確定させるために必要な領収書の写し等

（2）事業の記録写真

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があったときは、当該報告書等の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条の規定により交付の決定をした補助金の額（第6条の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第9条 補助事業者は、補助金の額を確定した後において、補助金を請求するときは補助金請求書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部または一部を交付することができるものとする。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、またはその状況を実地に検査することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助					
	目的	地域の教育力向上及び絆を深め、ともに支えあう社会づくりを目的とする					
補助金の範囲	対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内会等において実施する補助事業については、その町内会等 ② 小学校区又は義務教育学校区において実施する補助事業については、当該校区を代表する町内会等 ③ 町内会等又は小学校区若しくは義務教育学校区を代表する町内会等が、それぞれの補助事業区分において合同にて実施する場合、その代表する町内会等 					
	対象となる経費	<p>下記経費を除いた補助事業実施に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 備品購入費 ② 酒類購入費 ③ 特定の宗教に関与する恐れのある経費 ④ 事業運営者及び団体への謝礼（それに類するもの） ⑤ その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの 					
補助金の補助率及び額	補助率	10/10					
	補助金の額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>補助事業区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会等</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校区 義務教育学校区</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象経費から企業または団体等から提供される寄付金その他の助成金の額を控除した額とし、上記補助限度額を上限とする。 ② 補助事業を合同で実施する場合、合同実施するすべての町内会等又は小学校区若しくは義務教育学校区を代表する町内会等の数に、各区分の限度額を乗じた額を上限とする。 	補助事業区分	補助限度額	町内会等	10,000円	小学校区 義務教育学校区
補助事業区分	補助限度額						
町内会等	10,000円						
小学校区 義務教育学校区	80,000円						